

1 背景

国は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき、平成24年に学校安全の推進に関する計画を策定した。

第1次計画の計画期間（平成24～28年度）が終了することから、新たな計画策定に向け、平成28年4月18日に文部科学大臣から中央教育審議会に諮問した。

同諮問に基づき、中央教育審議会学校安全部会を中心に、新たな5年間（平成29～33年度）における施策の基本的方向と具体的な方策について検討され、第2次計画が平成29年3月24日に閣議決定された。

2 これまでの取組と課題

（1）第1次計画期間中の取組

東日本大震災の教訓を踏まえて、児童生徒等が主体的に行動する態度を育成することの重要性が改めて認識され、実践的な安全教育が推進された。また、学校施設の防災対策や防災マニュアルの整備、通学中の交通事故や犯罪被害の防止のための安全点検や見守り活動等が推進された。さらに、外部の専門家や専門機関の知見を取り入れ、一層の取組改善を行うといった先進的な取組が進められてきた。

（2）課題

児童生徒等が巻き込まれる犯罪被害や交通事故等は減少しているものの、児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた様々な安全上の課題が明らかとなっており、いまだ児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難い。このため、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、対策を推進することが必要。また、各学校における安全教育や安全管理、家庭・地域との連携の推進に当たって、地域間・学校間・教職員間に差が存在していることから、これらを解消し、全ての学校において、質の高い学校安全の取組を推進することが求められている。

3 計画のポイント

(1) 目指すべき姿

- ①全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
- ②学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを旨すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを旨とする。

(2) 推進方策

①学校安全に関する組織的取組の推進

全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、組織的な取組を的確に行えるような体制を構築するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付ける。

【施策目標】

- 全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築する。
- 全ての学校において、学校安全計画及び危機管理マニュアルを策定する。
- 全ての学校において、自校の学校安全に係る取組を評価・検証し、学校安全計画及び危機管理マニュアルの改善を行う。
- 全ての教職員が、各種機会を通じて、各キャリアステージにおいて、必要に応じた学校安全に関する研修等を受ける。

【具体的取組】

- 学校における人的体制の整備
- 学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底
- 学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実

②安全に関する教育の充実方策

全ての学校において、学校安全計画に安全教育の目標を位置付け、これに基づいて、カリキュラム・マネジメントの確立と主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善により、系統的・体系的で実践的な安全教育を実施する。

【施策目標】

- 全ての学校において、学校教育活動全体を通じた安全教育を実施する。
- 全ての学校において、自校の安全教育の充実の観点から、その取組を評価・検証し、学校安全計画（安全管理、研修等の組織活動を含む）の改善を行う。

【具体的取組】

- 「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進
- 優れた取組の普及を通じた指導の改善・充実
- 現代的課題への対応

③学校の施設及び設備の整備充実

安全対策の観点からの老朽化対策を推進するとともに、私立学校における構造体の耐震化の完了に向けて、早急に対策を実施する。

【施策目標】

- 全ての学校において、耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的に取り組むことが必要な老朽化対策等の安全対策を実施する。
- 全ての学校において、地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実する。

【具体的取組】

- 学校施設の安全性の確保のための整備
- 非常時の安全に関わる設備の整備充実

④学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止

全ての学校において、外部の専門家や関係機関と連携した安全点検を徹底するとともに、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクル（PDCAサイクル）として実施する。

【施策目標】

- 全ての学校において、定期的に学校施設・設備の安全点検を行うとともに、三領域（生活安全・災害安全・交通安全）全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境の改善を行う。
- 全ての学校において、学校管理下における事故等が発生した場合には、「学校事故対応に関する指針」に基づく調査を行う。

【具体的取組】

- 学校における安全点検
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

⑤家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

全ての学校において、保護者や地域住民、関係機関との連携・協働に係る体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組む。

【施策目標】

- 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する保護者・地域住民との連携体制を構築する。
- 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する外部専門家や関係機関との連携体制を構築する。

【具体的取組】

- 家庭、地域との連携・協働の推進
- 関係機関との連携による安全対策の推進